

家畜共済 重要事項説明書

契約概要・注意喚起情報・その他注意点のご説明

この「説明書」は、家畜共済へ加入される皆さんにあらかじめご承知いただきたい重要な事項(契約概要・注意喚起情報)を記載したものです。

必ずご一読いただき、家畜共済の内容をよくご確認、ご了承の上、お申込みいただきますようお願いいたします。

なお、本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、事業規程をご参照いただくか、岐阜県農業共済組合(以下「組合」といいます。)へお問い合わせください。

「契約概要」：共済の仕組みの内容をご理解いただくための事項です。

「注意喚起情報」：お申込みに際して共済契約者に不利益になる事項等、特にご注意ください事項です。

I. 「契約概要」の項目

1. 共済の仕組み

農業共済事業は、国の農業災害対策として、農業保険法に基づき運営が行われ、行政庁の指導・監督のもと、組合、国の二段階により、各々が責任の一部を負担し危険分散を図るなど、安定した事業ができる仕組みとなっています。

(1) 共済関係の成立について

①包括共済家畜区分に係る家畜共済の共済関係は、農業者が、その飼養する当該区分に属する家畜を一体として家畜共済に付することを申込み、この組合がこれを承諾することによって成立します。

個別共済に係る家畜共済の共済関係は、農業者がその飼養する種雄牛又は種雄馬(牛にあっては12歳以下のもの、馬にあっては明け17歳未満のものに限る)を家畜共済に付することを申込み、この組合がこれを承諾することによって成立します。

②家畜共済加入申込書兼継続加入通知書の提出

必要事項を記載した家畜共済加入申込書兼継続加入通知書(以下「加入申込書」という。)を掛金期間開始2週間前(子牛選択等の申出を含む)までに組合へ提出いただきます。

③申込みの承諾を拒む場合

加入にあたっては、次のア～オのいずれかに該当する場合は加入することができませんので、ご留意願います。

ア. 通常の飼養管理又は供用の方法と著しく異なる方法で飼養管理され、若しくは供用され、又はその恐れがあるもの。

イ. 個体識別番号の情報の利用、組合員が記録する飼養、管理等の記録(帳簿等)の利用等の方法により家畜の飼養頭数を効率的に確認することについて組合員の協力を得られない場合。

ウ. 個別共済関係の12歳を超える牛、明け17歳以上の馬の新規加入。ただし、2年以上の継続加入についてはこの限りではありません。

エ. 疾病にかかり、若しくは傷害を受けているもの、又はその原因が生じているもの。

オ. 発育不全、衰弱、奇形、不具又は悪癖の著しいもの。

2. 補償の内容について

(1) 家畜区分について

包括共済対象家畜の場合は死亡廃用共済・疾病傷害共済ごと、包括共済家畜区分(下表参照)ごとに全頭加入することになっています。ただし、子牛・胎児は申し出により任意にて加入ができます。包括加入では、共済責任開始後、新しく導入された家畜又は加入資格月(日)齢に達した家畜は、自動的に加入することとなります。

①包括共済対象家畜の家畜区分は、次の表の通りとなります。

包括共済家畜区分		対象家畜
死亡廃用共済	疾病傷害共済	
搾乳牛	乳用牛	満24月齢以上の乳牛の雌であって搾乳の用に供されるもの
育成乳牛		満24月齢未満で出生後第5月の末日を経過した乳牛の雌
		出生後第5月の末日を経過しない乳牛の雌(子牛)(胎児と合わ

		せて選択制)
		授精又は受精卵移植の日から起算して 240 日を経過した牛の胎児のうち乳牛であるもの (子牛と合わせて選択制)
繁殖用雌牛		満 24 月齢以上の肉用牛の雌であって繁殖の用に供されるもの
育成・肥育牛	肉用牛	満 24 月齢未満で出生後第 5 月の末日を経過した牛で、搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛
		出生後第 5 月の末日を経過しない乳牛でないもの (子牛) (胎児と合わせて選択制)
		授精又は受精卵移植の日から起算して 240 日を経過した牛の胎児のうち乳牛でないもの (子牛と合わせて選択制)
繁殖用雌馬	一般馬	満 36 月齢以上の馬の雌であって繁殖の用に供されるもの
育成・肥育馬		出生の年の末日を経過した繁殖用雌馬及び種雄馬以外の馬
種豚	種豚	繁殖用として飼育されている豚で出生後第 5 月の月の末日を経過した豚に限る
特定肉豚		生後第 20 日の日 (その日に離乳してないときは離乳した日) に達している肉豚

②個別共済対象家畜の家畜区分は、家畜改良増殖法の規定による種畜証明書書の交付を受けている、乳用種雄牛、肉用種雄牛、種雄馬が対象となり、死亡廃用共済・疾病傷害共済ごと家畜一頭ごとの加入となります。

(2) 共済事故について

家畜共済の共済事故は、死亡廃用共済及び疾病傷害共済ごと、共済目的の種類ごとに、次のように定められています。

①死亡廃用共済の共済事故

共済目的の種類	共済事故	左の内容	
牛、馬、及び豚	死亡事故	と殺による死亡を除く死亡事故。 家畜伝染病予防法に基づく法令殺<注1>	
成牛、子牛、馬及び種豚	廃用事故	第 1 号	疾病又は不慮の傷害により死に瀕したとき
		第 2 号	不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき
		第 3 号	骨折、は行、両眼失明、牛伝達性海綿状脳症 (BSE)、牛伝染性リンパ腫、創傷性心臓のう炎、特定の原因により採食不能となるものであって治癒の見込のないものによって使用価値を失ったとき と畜場にてBSE又は牛伝染性リンパ腫と診断されたもの
		第 4 号	盗難あるいは行方不明となり、30日を下らない範囲内において生死不明のとき
		第 5 号	乳牛の雌、種雄牛、種雄馬が治癒の見込のない生殖器の疾病又は傷害により、繁殖能力を失ったとき
		第 6 号	乳牛の雌が治癒の見込のない泌乳器の疾病又は傷害により、泌乳能力を失ったことが泌乳期において明らかとなったとき
		第 7 号	牛が出生時において、奇形又は不具であることにより将来の使用価値のないことが明らかとなるとき

<注1>牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱による患畜及び疑似患畜あるいは法律で殺処分するよう指定された家畜については、評価額の全額が手当金等として交付されるため、胎児を含めて家畜共済の支払対象とはなりません。

②特定事故について

- ア. 火災 組合の調査において出火の事実が確認されたもの
- イ. 特定伝染病
 - ・ 法定伝染病 患畜又は疑似患畜でと殺又は法令殺されたもの (自衛殺は不可)

口蹄疫・牛疫・牛肺疫・アフリカ豚熱・豚熱により国の手当金の対象となった場合は除外

- ・届出伝染病 真症のもの。ただし、肉豚にあつては届出伝染病の一部（ニパウイルス感染症、豚エンテロウイルス性脳脊髄炎に限ります）

ウ. 自然災害 組合の調査において事故の原因となる自然現象が特定できたもの（通常の飼養管理で被害を回避できたと判断される場合は除く）
洪水や地震、落雷による停電に起因した空調設備破損による熱射病等も含む

③疾病傷害共済の共済事故

共済目的の種類	共済事故	左の内容
成牛、子牛、馬及び種豚	病傷事故	共済金の支払対象となる病気やけがなどにより、獣医師の診療を受けた場合

(3) 共済事故の一部除外について

以下の表の基準を組合員が満たす場合、掛金期間の開始する2週間前までに組合に申出ることにより、死亡廃用共済の共済事故の一部を補償対象としない方式を選択することができます。その場合、事故の一部を除外するのに見合う分の共済掛金が割引されます。

この方式は、農家負担掛金を節約できる分、組合員自らが対象とならない事故に対するリスクを負うこととなりますので、ご留意願います。

①事故除外方式を選択できる組合員の基準

家畜種類	基準
搾乳牛 育成乳牛	加入頭数6頭以上、5年以上の飼養経験
繁殖雌牛 育成・肥育牛 繁殖用雌馬 育成肥育馬 種豚	5年以上の飼養経験
特定肉豚	加入頭数200頭以上、5年以上の飼養経験

②除外の種類 除外部分

ア. 火災、特定伝染病、自然災害以外による死亡事故及び廃用事故を除外

家畜区分：搾乳牛、育成乳牛、繁殖用雌牛、育成・肥育牛、繁殖用雌馬、育成肥育馬、種豚

死亡	廃用
特 定 事 故	

イ. 火災、特定伝染病、自然災害以外による廃用事故を除外

家畜区分：搾乳牛、育成乳牛、繁殖用雌牛、育成・肥育牛

死亡	廃用
特 定 事 故	

ウ. 繁殖能力を失う廃用事故及び泌乳能力を失う廃用事故を除外

家畜区分：搾乳牛、育成乳牛

死亡	廃用	
特 定 事 故		

← 繁殖能力、泌乳能力を失う廃用事故

エ. 死に瀕す事故（1号廃用）、救うことのできない状態に陥った事故（2号廃用）、治癒の見込みがないと判断される事故（3号廃用）を除外

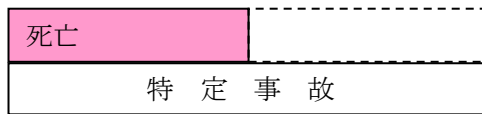
家畜区分：繁殖用雌牛、育成・肥育牛、種豚

死亡	廃用	
特 定 事 故		

← 死に瀕す、救うことが出来ない、治癒の見込みのない廃用事故

オ. 火災、特定伝染病、自然災害以外による死亡事故を除外

家畜区分：特定肉豚



(4) 支払責任のない損害について (免責事項 全：全部免責 一：一部免責)

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には共済金の全部又は一部をお支払いできないことがあります。

- ①組合員が通常すべき管理その他損害防止の義務を怠ったとき。(全・一)
 - ア. 競馬場内において出走させるために必要な行為により発生した事故。
 - イ. 競馬出走中の事故。
 - ウ. 観光牧場等において、乳搾り体験、乗馬体験等に供したことにより発生した事故。
- ②牛伝染性リンパ腫感染拡大防止措置を実施していない場合。(一)
- ③組合員が損害防止のため特に必要な処置について、組合の指示に従わなかったとき。(全・一)
- ④損害通知の義務を怠ったとき、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。(全・一)
- ⑤組合員が家畜の異動通知を怠り、若しくは悪意又は重大な過失によって不実の通知をしたとき。(全)
- ⑥共済掛金の払込遅延
 - ア. 正当な理由なく期間開始の掛金の払込が遅延した場合は、新規加入となり待期間が発生し、その間の事故の補償が受けられなくなります。(全・一)
 - イ. 分納において第2回目以降の共済掛金の払込み猶予期間を経過して遅滞したとき、共済掛金が払込まれた時までの間に発生した事故は免責します。(全)
 - ウ. 掛金の期末調整を行うときに、共済掛金の払込みを遅延した時は、当該共済掛金期間の次の共済掛金期間において、払込期限後から共済掛金の払込みまでに発生した事故は免責します。(全)
- ⑦組合員が加入申込みの際に、疾病の状態にあった家畜若しくは傷害を受けていた家畜、又は疾病若しくは傷害の原因が生じていた家畜があった場合において、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき。(全)
- ⑧待期間中(共済に付された日から2週間以内)の共済事故。(全・一)ただし、共済事故の原因が共済に付された日以降に生じたもの、共済加入者間で取引され導入までの期間が1週間以内の場合はこの限りではありません。
- ⑨事故除外方式の変更により、新たに共済事故となったものにかかる損害が、その変更前に生じていた疾病若しくは傷害、又はその原因が生じていた疾病若しくは傷害によって生じたとき。(全・一)
- ⑩廃用認定前のと殺又は譲渡。(全)ただし、廃用に係る家畜を緊急にと殺又は譲り渡す必要があった場合、又は牛伝染性リンパ腫・BSEに罹っていることを知らずにと殺又は譲り渡した場合、免責は適用しません。
- ⑪組合員又は組合員と同一の世帯に属する親族による故意又は重大な過失によって損害が生じたとき。(全・一)ただし、損害賠償の責任を負うことによって生じることのある損失をてん補するために、他人の所有するものを共済に付した場合は、故意によるものとします。
- ⑫組合員が肉豚の包括共済関係成立後に新たに肉豚を導入したとき、又は飼養している肉豚が加入資格日齢に達したときに、正当な理由がないのに当該肉豚にかかる共済掛金の払込みを遅滞したとき。(全)
- ⑬組合が告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたとき。(全・一)
- ⑭戦争その他の変乱によって損害が生じたとき。(全)

(5) 共済金の支払いについて

- ①死亡廃用共済金

次のA又はBの計算値のうち、いずれか小さい額を共済金としてお支払いします。

A = (家畜の評価額－肉皮等残存物価額－補償金等) × 付保割合

B = 家畜の評価額－肉皮等残存物価額－手当金等

死亡廃用共済金の計算に用いる家畜の評価額

- ・搾乳牛、繁殖用雌牛、種雄牛、繁殖用雌馬、種雄馬、種豚、肉豚は期首又は導入時の評価額
- ・育成乳牛、育成・肥育牛、育成・肥育馬は事故時の月齢での評価額

なお、Aの場合の肉皮等残存物価額は、事故になった家畜の評価額の2分の1を限度とします。ただし、乳牛の雌等又は肉用牛等については、基準額若しくは再評価売渡価額を用いる場合があります。

*特定事故（火災、特定伝染病、風水害等の自然災害）を除いた一般的な事故については、組合員単位に設定された死廃共済金支払限度額の範囲内で共済金が支払われます。

*組合が共済金を支払ったときは、共済事故による損害が生じたことにより組合員が取得する債権を代位します。

②疾病傷害共済金

治療に要した費用（診療費）が共済金となり、家畜区分ごとに共済金額まで支払われます。

なお、組合家畜診療所又は嘱託獣医師を利用した場合は、診療費と共済金が相殺されます（診療給付）。

指定獣医師は代理受領委任状の金額を診療費とし、開業獣医師は領収書の金額を診療費とします。疾病傷害共済金の1割は組合員の自己負担となります。

3. 共済責任期間又は共済掛金期間

共済掛金期間（補償期間）は、組合員が掛金を組合に納めた日の翌日から原則1年間となります。なお、肉豚のうち特定肉豚は1年間ですが、群単位肉豚は群ごとに7か月間となります。

4. 引受条件（共済金額等）

(1) 死亡廃用共済金額について

共済金額（契約金額）は、共済金の支払最高額をいい、次の算式により計算されます。

共済金額 = 共済価額 × 付保割合（契約割合）

*共済価額（＝家畜の評価額の合計）は、加入申込書に添付される加入頭数申告書を基に算出されます。そのため期首において予定の共済価額を算定し、期末にて飼養実績に応じて再算定します。

掛金計算に用いる共済価額

- ・搾乳牛、繁殖用雌牛、種雄牛、繁殖用雌馬、種雄馬、種豚、肉豚は期首又は導入時の月齢での評価額の合計額
- ・育成乳牛、育成・肥育牛、育成・肥育馬は期末時の月齢での評価額の合計額

*付保割合は、組合の定める最低2割から最高8割の範囲内（肉豚については4割から8割）で組合員が選択します。

(2) 疾病傷害共済金額について

病傷共済金支払限度額を超えない範囲内の金額とします。

病傷共済金支払限度額－期首の引受価額（家畜評価額の合計）×支払限度率

(3) 包括共済に係る共済金額等の変更

共済目的の異動通知があったときは、異動日付で死亡廃用共済は共済価額を、疾病傷害共済では共済金額を変更します。

5. 共済掛金等に関する事項

(1) 共済掛金について

組合員ごと、共済目的の種類ごとに、死亡廃用共済、疾病傷害共済について次のように算定します。

組合員負担共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率 - 国庫負担共済掛金

*共済掛金標準率は、農林水産大臣が過去一定年間（原則3年間）の被害率（被害の程度）を基礎に定め、3年ごとに改定されます。

なお、共済掛金率については、農林水産大臣が定めた標準率を基に組合員ごとの過去10年間の被害率より組合が設定します（危険段階別共済掛金率といいます）。

*国庫負担割合は、国庫負担限度額を超えない範囲で牛・馬は1/2、豚は2/5となっています。

* 共済価額が期末にて確定されたのち、再度、前年度の飼養実績から掛金及び事務賦課金の期末調整を行います。そのため満了日以降3か月以内に掛金の返納又は追加請求があります。

* 疾病傷害共済において共済金額の変更を希望するときは異動日から2週間以内に通知が必要です。

6. 共済掛金等払込みに関する事項（払込方法・払込期日）

(1) 組合員負担掛金の払込みは口座振替とします。払込期日は加入承諾書及び納入告知書にて通知します。継続して加入する場合は従前の引受の満了日が払込期日となります。猶予期間は払込期日の後、2週間です。

(2) 共済掛金の分割納入について

組合員が、一度に高額な共済掛金を納入できない場合は、掛金を分納することができます。その場合、保証人と連署の上、掛金分納申請書を添付して申請してください。ただし、分割納入2回目以降の掛金の払込を遅延し、かつ2週間の猶予期間を過ぎても払込まれなかった場合は、その間に発生した共済事故はすべて免責となります。

なお、共済掛金期間内に養畜の業務を廃止した場合は組合に届けるとともに、引受終了処理により差額不足分の共済掛金を納入しなければなりません。

共済掛金の納入及び共済金の支払いを適正に行うため、金融機関の登録をいただいております。口座振替手続きがお済みでない方はお早めにお申し出ください。また、金融機関を変更した場合は、速やかに、その旨を組合にお知らせください。

7. 解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項

(1) 共済掛金不払による解除について

正当な理由がないのに共済掛金等の払込を遅延したときは、家畜共済の共済関係を解除します。なお、共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(2) 重大事由による解除について

次のような場合には、家畜共済の共済関係を解除します。なお、共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

- ① 組合員が共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- ② 組合員が共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- ③ 上記に掲げるもののほか、信頼を損ない、家畜共済関係の存続を困難とする重大な事由があること。

重大事由による解除の場合は解除までに発生した共済事故による損害を、告知義務による解除の場合はその事由が生じたときから解除までに発生した共済事故による損害を、組合がてん補する責任は負いません。

(3) 責任期間中の農業経営収入保険への移行について

育成乳牛を3飼育し、販売している組合員が農業経営収入保険へ移行する場合は、死亡廃用共済の育成乳牛について共済関係の解除申出書を組合に提出してください。

販売される育成乳牛は農業経営収入保険に付されるため、掛金及び事務賦課金は日割りにて返還します。

(4) 共済関係の解除

養畜の業務の全部又は一部を止めたことに伴い共済関係を解除する場合は、組合へ申出し、申出のあった日の日付けで解除します。掛金及び事務賦課金は日割りにて返還します。なお、既に支払った共済金が再算定した金額を超えた場合は、超えた部分の額を返還いただく場合があります。

II. 「注意喚起情報」の項目

1. 告知義務等の内容

次の場合は、組合員から組合への通知が義務づけられています。この通知義務を怠ると補償を受けられない場合がありますので、ご留意願います。

① 次の家畜の異動があったとき。

ア. 農場の譲受け、畜舎の増築など養畜の業務規模が著しく変更になったとき。

- イ. 共済事故の発生による飼養頭数の減少を補うことを目的とする家畜の譲受けをしたとき。
- ウ. 養畜の業務規模が著しく変更となり、家畜を飼養しないこととなったとき。
- エ. 疾病傷害共済の共済金額の変更を希望するとき。（当該異動日から2週間以内に組合への通知が必要です。）

- ②家畜が病気又はけがをしたとき。
- ③家畜が死亡又は廃用となったとき。
- ④家畜に去勢、除角、その他大きな手術をするとき。
- ⑤放牧や共済会に出場するとき。
- ⑥家畜の管理人を定めたり、飼養場所を変えるとき。
- ⑦家畜が行方不明になったとき。

2. 共済責任期間開始期、共済掛金等払込猶予期間、共済契約の失効、復活

共済責任期間は、組合員から共済掛金の払込みを受けた日の翌日から開始します。継続加入の場合においては従前の共済責任期間の満了する日（払込期日）の翌日に開始します。ただし払込期日から2週間の間（猶予期間）に掛金の払込みがない場合には共済関係が失効となります。

加入している共済目的の譲渡があった場合は、譲受人が組合に対して2週間以内に必要な書面を添えて承諾の申請をし、承諾を得ることでその共済関係を承継することができます。譲渡、相続その他の包括継承があった場合には必ず行ってください。

3. 特に法令等で注意喚起することとされている事項

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合と国の二段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっておりますが、組合の財務状況によっては、共済金のお支払いする金額が削減されることがあります。

III. 「その他」の項目

1. その他の重要事項について

- (1) 家畜改良センターの牛個体識別情報への登録は速やかをお願いします。
- (2) 組合は、損害の防止又は損害の認定のため必要があるときは、共済目的のある土地又は工作物に立ち入り、必要な調査を行うことができます。

2. 個人情報の取扱いについて

ご加入の内容、申込記載事項やその他知り得た情報(以下「個人情報」という)については、組合が引受けの判断、共済金の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供等を行うために業務に必要な範囲で利用します。

- (1) 組合は、共済金支払責任の一部を国の保険に付しているため国との間で個人情報を共同利用します。
- (2) 法令により必要と判断される場合、組合員・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために必要と考えられる場合、農林水産省との保険取引のために必要な場合、他の保険契約がある場合等の必要な場合、獣医師が使用する電子カルテシステムの利用に必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。
- (3) 個人データに第三者の個人情報が含まれており、組合員から組合へ提供されたことにより、その方が不利益を被った場合、組合員が責任を負い、組合には責任が及ばないこととします。
- (4) 個人情報については、農林水産省、岐阜県、市町村、農業共済団体、診療獣医師又は管内農業協同組合が行う事業のために必要な範囲内で利用することがあります。

3. 画像による死産事故確認について

基本的に事故確認は現地確認としますが、伝染病発生時や急患対応等の事情にて組合員が現地確認にかえて画像による事故確認を希望される場合は、以下について承諾の上、組合に申出るものとします。

- (1) 飼養記録及び繁殖台帳により、出生、導入等の異動情報、種付け、分娩等の繁殖記録を整備すること。
- (2) 画像に撮影年月日及びGPSデータが付加できる撮影器具を準備すること。
農場内と確認できる目印をあらかじめ組合と定め、画像に収めること。
- (3) 組合への事故発生通知後、速やかに事故家畜の画像を組合に提供すること。

事故家畜の撮影方法は、組合の指定する方法によること。

(4) 画像による事故確認を希望する場合であっても、次の場合は現地確認とすること。

① 廃用。

② 牛の胎児の死亡（画像では、死亡時点が出生後であることが確認できない場合を含む）。